

2014年3月のIASB／FASB合同会議における リース・プロジェクトの決定事項

注：本資料はDeloitteのIFRS Global Officeが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

トーマツ IFRSセンター・オブ・エクセレンス

要点

- 借手の会計処理：IASBは、「短期リース」及び「少額資産」のリースを除くすべてのリースを、現行のファイナンス・リースと類似した方法で「オンバランス」する単一のアプローチに基づくことを決定した。
- 貸手の会計処理：IASBは、リースが実質的にファイナンス又は販売かどうかを基礎に、リースの分類を決定することを決定した。
- IASBとFASBは、借手及び貸手の会計処理のいくつかの面で異なる決定を下した。

IASBと米国財務会計基準審議会（FASB）は、2013年の共同公開草案（ED）後のリース・プロジェクトを再審議するため、3月に合同会議を開催した。IFRS in Focusの本稿では、当該会議における決定事項を要約している*1。

EDの提案とは異なり、リースは、現行のIAS第17号「リース」におけるオペレーティング・リースかファイナンス・リースかの区分に従って、2つのタイプに分類される。

借手の会計モデル

IASBは、借手がリースを使用権（RoU）資産を購入するファイナンスとして会計処理する単一のアプローチによることを決定した。このアプローチのもとでは、「短期リース」及び「少額資産」のリースを除くすべてのリースが、現行のファイナンス・リースと同様に会計処理され、ROU資産の償却（通常は定額）はリース負債に係る利息費用（実効金利法による）とは別に認識される。この会計処理は、2013年EDで提案された「タイプA」のリースの取扱いに相当する。

詳細は下記ウェブサイト参照

www.iasplus.com

www.deloitte.com

貸手の会計モデル

IASBは、貸手が、現行のIAS第17号の要求事項と類似したガイダンスを適用して、リースがオペレーティング・リースではなく実質的にファイナンス又は販売かどうかを基礎に、リースの分類を決定することを決定した。そのため、リースの分類は、原資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを借手に移転したかどうか、に、焦点が当てられる。

IASBは、2013年EDで提案された債権・残存資産アプローチを削除し、代わって、貸手に対して、現行の「ファイナンス・リース」と「オペレーティング・リース」の会計処理に類似したアプローチを要求することを決定した。

IASBとFASBの相違

FASBは、「短期リース」を除くすべてのリースは「オンバランス」され、IASBのアプローチ（タイプA）と同様に会計処理する、又は単一の定額費用を認識する（タイプB）、2013年EDで提案されたものと類似した二本建てのアプローチによることを決定した。2013年

*1 2013年EDの解説については、本誌2013年7月号（Vol.443）「IFRS in Focus – IASBがリース再公開草案を提案」を参照いただきたい。

IASBとFASBの相違

FASBは、IASBが採用したものと類似のアプローチによることを決定した。しかし、FASBは、(顧客/借手の観点から評価する近日公表予定の収益認識基準と類似して、)リース開始時に原資産に対する支配が借手に移転しないセールスタイプ・リースの場合、貸手が販売益を認識することを認めないことを決定した。

少額リース

IASBは、以下の事項を決定した。

- 最終のリース基準に明示的な重要性のガイダンスを含めない。
- リースをポートフォリオ・レベルで会計処理することを許容し、適用ガイダンスにポートフォリオ・ガイダンスを含める。
- 少額資産のリースに対して、認識及び測定に係る明示的な免除規定を設ける方向である。
「少額資産」の定義は最終化されておらず、今後の会議で検討される予定である。

IASBとFASBの相違

FASBは、少額資産のリースに対する認識及び測定に係る明示的な免除規定を設ける方向性に反対することを決定した。

リース期間

IASBは、借手がリースを延長する、又は解約しないオプション、又はリース資産を購入するオプションを行使する経済的インセンティブがあるかどうかを評価する際、企業はすべての関連性のある要因

を考慮しなければならないことを決定した。企業は、関連性のある経済的な要因を考慮の上、借手がオプションを行使することが「合理的に確実な(reasonably certain)」場合のみ、リース期間に当該オプションを含めなければならない。

また、IASBは、借手のコントロール内である重大な事象が生じた場合のみ、借手はリース開始後にリース期間を見直さなければならないことを決定した。貸手はリース期間を見直すべきではない。

短期リース

IASBは、以下の事項を決定した。

- 短期リースの借手に、認識及び測定に係る免除規定を設けることを確認する。
- 「短期リース」の定義を変更して、「リース期間」の定義と整合させる。
- 短期リースの閾値はリース期間が12ヶ月以下とすべきことを確認する。
- リース全般に要求される定性的情報と同様に、当期に認識された短期リースの費用を開示することを要求する。また、認識された短期リースの費用が短期リースのコミットメントを反映していない場合には、短期リースのコミットメントの開示も要求する。

次に起こるのは何か？

今後の審議会の会議で再審議が継続する予定であり、プロジェクトの終了予定日はいまだに決まっていない。現状、最終基準の公表前にコメントを募集するための提案の再公開の計画はない。

以上